

駐車監視員活動ガイドライン

【城東 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	国道14号	京葉道路	亀戸1-6先松代橋	亀戸9-10先中川新橋	7-22	
2	主要地方道315号	蔵前橋通り	亀戸3-1先天神橋	亀戸8-25先	7-22	
3	主要地方道306号	明治通り	亀戸4-28先福神橋	新砂2-5先夢の島大橋	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	都道474号～ 主要地方道10号	清洲橋通り	北砂1-1先岩井橋	東砂5-14先東砂六丁目交差点	7-22	
2	都道475号～ 主要地方道10号	葛西橋通り	南砂2-29先豊砂橋	東砂6-9先葛西橋	7-22	

3	主要地方道10号	永代通り	南砂2-4先	新砂3-4先清砂大橋西詰交差点	7-22	
4	主要地方道10号	放射16号(清砂大橋通り)	新砂3-5先清砂大橋西詰交差点	新砂3-6先	7-22	
5	主要地方道50号	新大橋通り	大島2-1先	大島9-4先	7-22	
6	都道476号	丸八通り	亀戸8-23先	新砂3-1先	7-22	
7	都道477号	番所橋通り	亀戸9-8先亀戸九丁目交差点	東砂6-10先葛西橋通り	7-22	
8	区道	大島中央銀座通り	大島4-3先大島中央銀座通り入口交差点	大島5-34先丸八通り	9-22	
9	区道	釜屋堀通り	大島1-1先大島橋交差点	大島1-38先明治通り	9-22	
10	区道	小名木川駅前通り	北砂3-3先明治通り	東砂2-12先番所橋通り	9-22	
11	区道	大島6丁目団地通り	大島6-1先新大橋通り	大島6-1先亀戸昭和橋南詰交差点	9-22	
12	区道	神明通り	東砂6-20先清洲橋通り	東砂8-20先	9-22	
13	区道	元八幡通り	南砂3-4先明治通り	東砂8-6先	9-22	
14	区道	元八幡交番前通り	南砂6-7先葛西橋通り	新砂3-4先放射16号	9-22	
15	区道	都立東校前通り	東砂7-18先清洲橋通り	東砂7-19先葛西橋通り	9-22	
16	区道	南砂2丁目団地外周道路	南砂2-3先		9-22	
17	区道	大島わんさか広場通り	大島9-1先	大島9-7先	9-20	
18	区道	—	北砂2-16先	北砂2-2先	9-22	
			北砂2-13先	北砂2-18先		

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(京葉道路、蔵前橋通り、明治通り)周辺	—	最重点路線の時間帯と同じ
2	JR亀戸駅前ロータリー及び亀戸駅周辺	9-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(清洲橋通り、葛西橋通り、永代通り、番所橋通り、放射16号)周辺	9-20	
2	亀戸1丁目～6丁目	9-20	
3	大島1・8丁目	9-20	
4	南砂1丁目	9-20	
5	北砂1丁目	9-20	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR亀戸駅周辺	9-22	